

## 税務課 からのお知らせ

### 家を新築・増築・取り壊した皆さんへ

固定資産税は、毎年1月1日現在で、市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税しています。

市では、平成28年度の課税事務を進めるため、平成27年1月2日から平成28年1月1日までの家屋の異動について、調査・整理を行っています。

次の条件に当てはまる人は、1月29日（金）までに税務課資産税Gにご連絡ください。必要な手続きについてご説明します。

#### ●平成27年中に家屋を新築・増築した人

※ 法務局（登記所）に「新（増）築登記」を済ませた人や既に家屋調査を終えた人は除きます。

#### ●平成27年中に家屋を取り壊した人

※ 法務局（登記所）に「滅失登記」をした人や取り壊した後に新築し、既に家屋調査を終えた人は除きます。

### 法人・個人事業者の皆さんへ 償却資産の申告をお忘れなく

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（機械・器具・備品など）にも課税されます。

会社や個人で事業をしている人は、毎年1月1日現在で、事業用として所有している償却資産を忘れずに申告してください。申告書および手引きは税務課に備え付けてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

また、eLTAX（地方税ポータルシステム）では、インターネットを利用した電子申告が可能です。詳しくは、eLTAXのホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

なお、太陽光発電システム（住宅用で10kw未満のものは除く）も償却資産の対象となりますので、ご注意ください。

#### 申告期限 2月1日（月）

#### ●対象となる資産（例）

**【共通】** パソコン、ルームエアコン、応接セット、看板、駐車場舗装など

**【金属加工業】** 旋盤、フライス盤、ボール盤、プレス機、溶接機、測定検査機器など

**【小売業】** レジスター、陳列棚など

**【理容・美容業】** 理容・美容椅子、鏡、長椅子など

**【クリーニング業】** 洗濯機、乾燥機、プレス機、脱水機など

**【飲食・接客業】** カウンター、ソファ、インテリア、音響装置、冷凍冷蔵庫など

**【農業】** トラクターのアタッチメント、ビニールハウス、粉摺り機、乾燥機など

問合せ 税務課 資産税G ☎ 73-8012

## 税務署 からのお知らせ

### 三国税務署の申告会場は 2月16日（火）に開設します！

税務署において確定申告の相談をする人は、2月16日（火）以降にお越しください。

2月15日（月）以前に確定申告の相談にお越しになる場合は、長時間お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

### 休日の相談・申告会場の開設

2月21日（日）と2月28日（日）に、福井税務署で確定申告の休日相談・申告書の受け付けを行います。平日（月～金）に都合のつかない人はご利用ください。

### 確定申告書の作成は 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」で！

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、確定申告書や青色決算書などが作成できます。

作成した申告書等は、ご自宅のプリンタで印刷して郵送等により税務署へ提出することができます。

ここが便利！

- 24時間いつでも利用可能です。
- 税務署に行く必要がありません。
- 自動計算されるので、計算間違いがありません。
- 申告書等を作成途中であっても、データを保存することによりいつでも作業を再開できます。
- 一度作成し保存した申告書等のデータは、翌年以降の申告書等を作成する際に利用できます。

### 復興特別所得税の 記載もれにご注意ください！

東日本大震災の復興財源として、平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成の際には、記載もれがないようご注意ください。

問合せ 三国税務署 ☎ 81-3211（自動音声案内）

## 所得税と市・県民税の申告は

# 3月15日 までに行いましょう！

確定申告を  
お忘れなく！

平成27年分の所得税と市・県民税の申告相談は、**2月16日（火）から3月15日（火）まで** となっています（土日を除く）。

期間中、次のとおり申告相談窓口を設けますので、期限までに必ず申告してください。

なお、午前中や月曜日、申告期限間近には混雑が予想されますので、できるだけ対象地区の割当日をご利用ください。

問合せ 税務課 市民税G ☎ 73-8011

#### 相談時間

8時30分～12時  
（受け付けは11時30分まで）  
13時～17時15分  
（受け付けは17時まで）

#### 申告会場

市役所1階 101会議室



とき	対象地区
2月16日（火）	轟木・新田・東善寺・谷畠・上番・根上り・仏徳寺・中番
17日（水）	新・古・東・六日・旭・新富・天王・水口・十日・脇出・上八日・八日
18日（木）	下番・玉木・河間・宮前公文・北本堂・角屋・中浜
19日（金）	下八日・坂ノ下・稲荷山・千束・新用・馬場・春日・榛ノ木原・中央・北稲越
22日（月）	向ヶ丘・若葉台・桜ヶ丘・東山・後山・清滝・鎌谷・柵・権世・権世市野々・吉崎地区
23日（火）	国影・井江葎・横垣・重義・番田・田中々・堀江十楽・布目・赤尾・富津
24日（水）	中川・東田中・瓜生・南疋田・北疋田・次郎丸・御簾尾・北野・北・前谷
25日（木）	伊井・古屋石塚・桑原・清間・矢地・菅野・南稲越・河原井手・池口
26日（金）	北潟東・北潟西・浜坂・波松・城・城新田・番堂野・十三
29日（月）	滝・青ノ木・宮谷・山室・高塚・清王・山西方寺・柿原・山十楽
3月1日（火）	坂口・蓮ヶ浦・細呂木・橋屋・樋山・指中・沢・嫁威・細呂木駅前・日の出
2日（水）	舟津・二面・牛山・松影・新成・宮王・桜
3日（木）	笹岡・熊坂・下金屋・畝市野々・牛ノ谷・上野・名泉郷
4日（金）	温泉地区・御鷹・光明・翠明・河水苑
7日（月）	全地区
15日（火）	

#### ▼所得税の確定申告が必要な人

- 事業所得（農業所得など）や不動産所得などがある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人
- 給与の収入金額が2000万円を超える人
- 給与と所得のある人で、それ以外の所得の合計額が20万円を超える人
- 2カ所以上から給与を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額とそれ以外の所得の合計額が20万円を超える人
- 年金所得のある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人  
※ 年金の収入金額が400万円以下で、年金所得以外の所得の合計額が20万円以下である場合には申告する必要はありません。

#### インターネット e-Tax コーナーのご利用を！

次の日程で、市役所1階の申告会場にe-Tax（国税電子申告・納税システム）コーナーを設置します。北陸税理士会三国支部の税理士がサポートしますので、ぜひご利用ください。

とき 2月16日（火）～3月3日（木）  
9時～12時、13時～16時

#### ▼市・県民税の申告が必要な人

平成28年1月1日現在あわら市に住民登録のある人は、所得の有無にかかわらず市・県民税の申告が必要です。

ただし、次に該当する人は申告する必要はありません。

- 所得税の確定申告をする人
- 給与所得、年金所得のみの人で、その支払者から支払報告書が提出されている人
- 控除対象配偶者または扶養親族として扶養控除の対象にされている人で、所得のない人